

NISA(日本版ISA)に公社債(投信)を追加する要望が無くなった!? これまでの「投資から貯蓄(マル優・郵便貯金)への流れ」⇒来年からの「貯蓄から投資(NISA)への流れ」

※国際投信投資顧問 投信調査室がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

金融庁税制改正要望: 1年単位で金融機関変更を可能とし住民票を不要とすること等

2013年8月30日、金融庁が「平成26年度 税制改正要望項目」を財務省に提出した。同日、公表された税制改正要望項目の筆頭に「1. 家計の資産形成の支援と成長資金の供給拡大のための税制上の措置」という見出しがあり、そこに「◆ NISA(少額投資非課税制度)の利便性向上」と出ている(URLは後述[参考ホームページ])。

下記上段がその「平成26年度 税制改正要望項目」の少額投資非課税制度(日本版ISA=NISA)関連である。下記下段は昨年9月7日の「平成25年度 税制改正要望」でのNISA(日本版ISA)関連である。下記に(赤い)取り消し線及び矢印、コメント(★印)があるが、これは昨年3月30日成立・公布の「平成25年度税制改正法」等で決まったことを補足説明として国際投信投資顧問の投信調査室が記したものである(3月30日成立・公布の「平成25年度税制改正法」…2013年4月1日付日本版ISAの道その6～URLは後述[参考ホームページ])。

金融庁平成26年度(2014年度)税制改正要望(2013年8月30日)

尚、下記において、(赤い)取り消し線及び矢印、★以降のコメントは金融庁でなく国際投信投資顧問株式会社投信調査室による補足説明。

【要望事項】	★現行では「毎年新たな口座の開設を不要」であるが、4年、4年、2年(2014年～2017年、2018年～2021年、2022年～2023年)で口座の開設(各期間が始まる1年前の住民票)が必要。
○NISA口座開設等の柔軟化	
①一年単位で、NISA口座を開設する金融機関の変更を認めること	←
②NISA口座を廃止した場合、翌年以降にNISA口座を再開設することを認めること	←
○NISA口座開設手続等の簡素化	★現行では2014年や2015年に口座を廃止すると、再開設は2018年以降。
NISA口座開設時の重複口座確認については、社会保障・税番号制度を用いることとし、口座開設時における住民票の写し等の提出を不要とすること	←

金融庁平成25年度(2013年度)税制改正要望(2012年9月7日)

尚、下記において、(赤い)取り消し線及び矢印、★以降のコメントは金融庁でなく国際投信投資顧問株式会社投信調査室による補足説明。

【要望事項】	★投資可能期間は10年間に(2013年3月30日付平成25年度税制改正法)。
○ 投資可能期間を(平成26年からの3年間だけでなく)恒久化すること	→
※ 恒久化の結果、非課税投資総額が拡大することとなる(現行300万円⇒1,000万円)が、富裕層を過度に優遇する結果とならないよう、非課税維持期間(現行10年間)の見直し等を通じ、500万円以上とすることを想定	→
○ 対象商品を拡大し、公社債・公社債投信への投資を可能とすること	→
○ 毎年新たな口座の開設を不要とする(原則一口座とする)こと	→
● ただし、平成23年度税制改正大綱等に則り、経済金融情勢が急変した場合には、軽減税率の延長を行うこと	→
★延長はせず(2013年12月で打ち切り(2013年3月30日付平成25年度税制改正法))	←
★「毎年新たな口座の開設を不要」になったが、4年、4年、2年(2014年～2017年、2018年～2021年、2022年～2023年)で口座の開設(各期間が始まる1年前の住民票)が必要(2013年3月30日付平成25年度税制改正法)。	←
(参考) 平成23年度税制改正大綱(抄) 現行の上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率は、(中略)平成26年1月から20%本則税率とします。(中略)これらの措置については、経済金融情勢が急変しない限り、確実に実施することとします。	

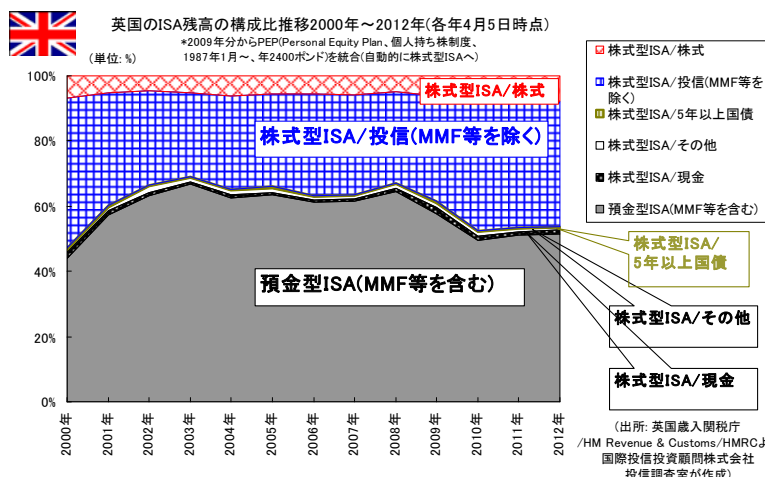
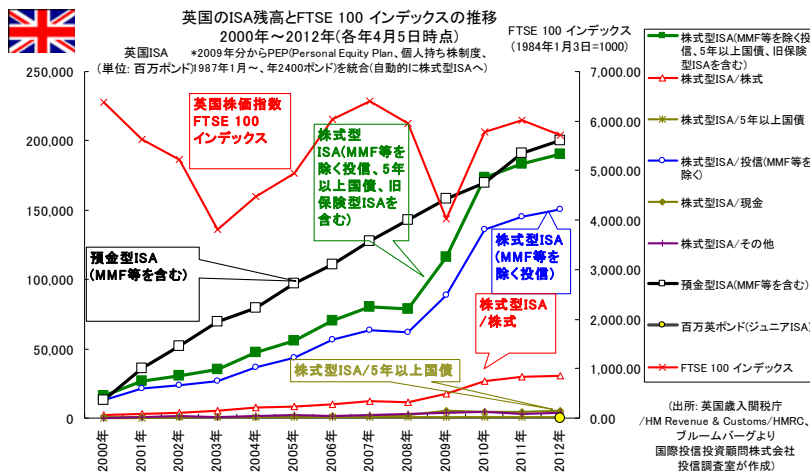
(出所: 金融庁税制改正要望及び税制改正法等より国際投信投資顧問株式会社投信調査室が作成)

金融庁税制改正要望: 公社債・公社債投信の NISA(日本版ISA)追加を当面見送り

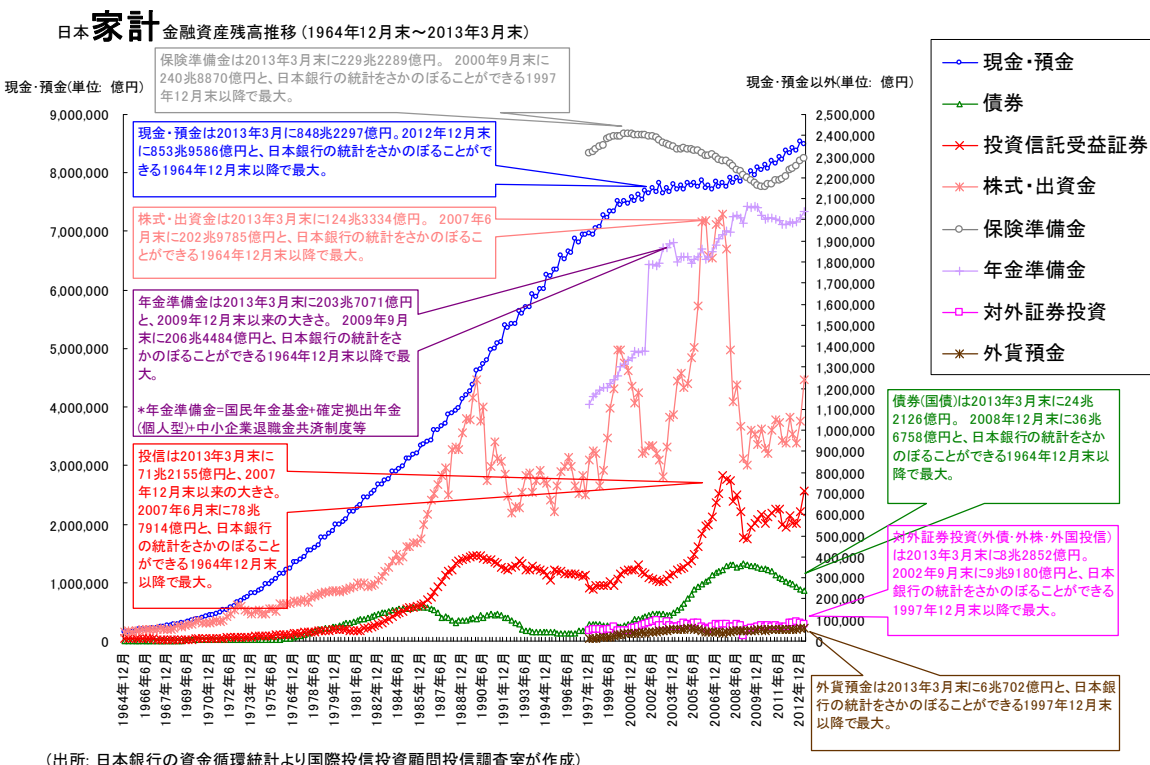
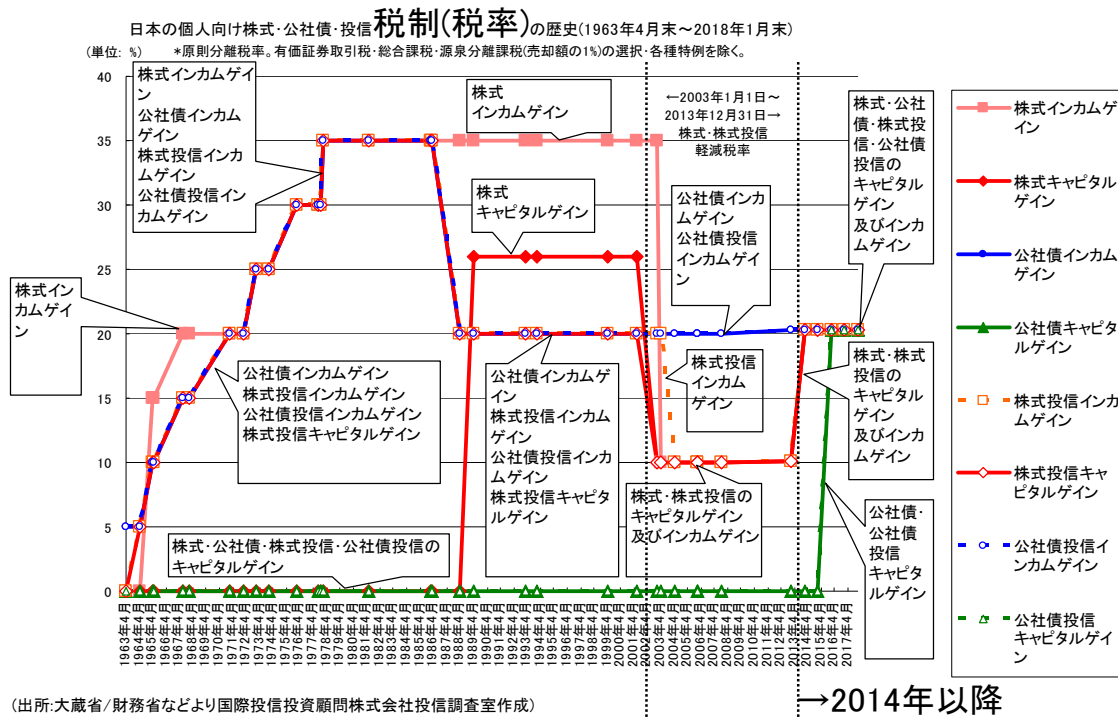
前頁下段に示される前回「平成 25 年度 税制改正要望」にあった「対象商品を拡大し、公社債・公社債投信への投資を可能とすること」は、昨年 3 月 30 日に成立・公布された「平成 25 年度税制改正法」では含まれなかった。だが、前頁上段に示される今回「平成 26 年度 税制改正要望項目」の要望には無くなっている。

この理由としては、2013 年 8 月 30 日(12:44 JST)付ライター「金融庁、公社債・公社債投信の NISA 追加を当面見送り=関係筋」がわかりやすい。引用すると、「金融庁は、14年1月から始まる NISA(少額投資非課税制度)に、公社債・公社債投信を対象とすることを当面見送る。関係筋によると金融庁は、安倍晋三政権の経済政策『アベノミクス』の観点からリスクマネー供給の側面を重視し、実質的な元本保証性商品となる公社債・公社債投信は、NISA の対象になじまないと判断した。当初は16年 1 月から NISA の対象に追加できるよう 14 年度の税制改正要望に盛り込む方針だったが、見送ることにした。将来的に公社債・公社債投信を NISA の対象に加えることは、継続して検討する。NISA 開始後の状況を見ながら、その必要性や時期を、あらためて判断する。実質的な元本保証性の商品が非課税口座の対象に加われば、銀行の預金口座に眠る資金が投資ヘシフトする可能性があるとして、市場関係者の間では公社債の取り扱いに注目が集まっていた。」である(URL は後述[参考ホームページ])。

公社債・公社債投信の NISA(日本版ISA)追加が当面見送られるということは、記事に「実質的な元本保証性の商品が非課税口座の対象に加われば、銀行の預金口座に眠る資金が投資ヘシフトする可能性がある」とあった様に、NISA(日本版ISA)の規模拡大面からはマイナス要因になる可能性もある。NISA の本家・英国版 ISA は 1999 年 4 月 6 日から導入されたが、2000 年 4 月 5 日現在で ISA 全体 287 億英ポンド(約 4 兆 8000 億円)に対し預金型 ISA(公社債投信 MMF 等を含む)が 126 億英ポンド(約 2 兆 1000 億円)と 44.0%を占めていたのである。最新 2012 年 4 月 5 日現在でも ISA 全体 3909 億英ポンド(約 51 兆円)に対し、預金型 ISA は 2006 億英ポンド(約 26 兆 2000 億円)と 51.0%も占めている。英国株が急落した後の 2003 年 4 月 5 日現在など、預金型 ISA が 67%にまで上昇している(下記及び 2013 年 5 月 20 日付日本版 ISA の道 その 12~URL は後述[参考ホームページ])。



ただ、65歳以上の非課税制度も、2003年から設定・追加が不可能になり、2005年までに廃止された(*その後は現在に至るまで障害者等の非課税制度だけ)。下記下段グラフに示されるが、家計金融資産の株式や株式投信がその頃に急増しているのは、2005年4月からのペイオフ全面解禁によるところもあると思われるが(*2005年10月より郵政公社の投信販売開始)、非課税制度廃止により「投資から貯蓄(マル優・郵便貯金)への流れ」が停滞したこともあると思われる。そして来年からのNISA(日本版ISA)導入で、貯蓄から投資(NISA)への流れがおき、2016年1月より公社債・公社債投信のキャピタルゲインが課税されることとなり、貯蓄から投資(NISA)への流れが加速することが期待されよう。この様に見ると、公社債・公社債投信のNISA(日本版ISA)追加見送りはとても合理的と思われる。



[参考ホームページ]

2013年8月30日(金)に金融庁が取りまとめた「平成26年度 税制改正要望項目」…

「<http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20130830-6.html>」、

2013年4月1日付日本版ISAの道その6「税制改正法が参院で可決・成立！ 法律・政省令も公布され、日本版ISAが実務段階へ！！」…「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/130401.pdf>」、2013年8月30日付ロイター「金融庁、公社債・公社債投信のNISA追加を当面見送り＝関係筋」…

「<http://jp.reuters.com/article/fundsNews/idJPL4N0GV0NB20130830>」、2013年5月20日付日本版ISAの道その12「公社債・公社債投信が対象？ 英国では預金型は30兆円(51%)、投信は22兆円(39%)。MMFは1兆円(2%)、株式型に含まれる5年以上国債は0.1兆円(0.2%)。」…「<http://www.kokusai-am.co.jp/news/jisa/pdf/130520.pdf>」。

以上
(投信調査室 松尾、窪田)

本資料に関してご留意頂きたい事項

本資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、国際投信投資顧問が作成したものです。本資料は投資勧誘を目的とするものではありません。なお、以下の点にもご留意ください。

- 本資料中のグラフ・数値等はいくまでも過去のデータであり、将来の経済、市況、その他の投資環境に係る動向等を保証するものではありません。
 - 本資料の内容は作成基準日のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
 - 本資料は信頼できると判断した情報等をもとに作成しておりますが、その正確性、完全性等を保証するものではありません。
 - 本資料に示す意見等は、特に断りのない限り本資料作成日現在の国際投信投資顧問 投信調査室の見解です。
- また、国際投信投資顧問が設定・運用する各ファンドにおける投資判断がこれらの見解に基づくものとは限りません。